

Issued Date: 03 September 2024

タイ内閣は、タイでのグローバルミニマム課税ルールの第2の柱(ピラー2)における  
租税条約上の最低課税ルール(STTR)の導入を承認しました。

### 概要:

2024年8月27日、タイ内閣は、タイでのグローバルミニマム課税ルールの第2の柱(以下、「ピラー2」)における租税条約上の最低課税ルール(Subject to Tax Rule、以下「STTR」)の導入を承認し、歳入局に対して、導入において求められる措置を講じる権限を委任しました。

### 詳細:

2023年7月に開催された第15回OECD/G20 BEPS財源浸食と利益移転の包括的枠組み(以下、「IF」)の総会後、OECDはSTTRにおけるモデル条約とそのコメントを含む報告書を公表しました。STTRは、受領国の法定税率が9%未満の場合、特定のグループ内取引に対して、源泉地国が追加の源泉徴収を課することを認める、租税条約を基にした制度です。本制度は、利子、ロイヤリティ、サービス料など、関連者間の幅広い取引が適用対象となります。配当は適用対象外となります。

2023年9月、IFはピラー2におけるSTTRの導入を促進するための多国間協定に関する交渉を終了し、同年10月にはSTTRの多国間協定の署名が開始されました。署名式は、2024年9月19日にフランス・パリでの開催が予定されています。

2024年8月27日、タイ内閣の閣議決定では、タイがSTTRの多国間協定における署名式に参加するための、意向表明書草案への署名が承認されました。

しかし、STTRは非常に複雑な制度であるため、導入前の慎重な検討とさらなる分析が必要です。したがって、タイ内閣は、意向表明書への署名後、歳入局に対してSTTRの導入に向けてOECD事務局と緊密に連携することを含め、適切且つ必要と考えられる措置を講じるよう指示しました。

### PwCの見解

OECDのグローバル税源浸食防止モデルルール(GloBEルール)とは異なり、STTRの適用は連結売上高が年間7億5,000万ユーロを超える多国籍企業に限定されません。要件が満たされる場合、STTRは支払者または多国籍企業グループの連結売上高に関係なく、関連者間で該当するすべての支払いに対して適用されます。したがって、STTRはGloBEルールよりも優先して適用されます。STTRに基づき課される税金は、GloBEルールの規定に基づく実効税率の計算において、対象税額(Covered Taxes)として扱われます。

STTRを導入するための最初のステップは、タイがSTTRの多国間協定に署名することです。その後、STTRの多国間協定を施行するには、批准書をOECDに寄託する必要があります。多国籍企業グループに属するタイ納税者で、取引が規定の適用対象となる場合、STTRが施行される前に今後の影響を迅速に評価し、潜在的な変化やクロスボーダー送金に対する税負担の増加に備えることが推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Orawan Phanitpojjamarn  
Sukrit Srisakulchawla

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和

(0 2844 1559/Mobile:06 25907638)

toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也

(0 2844 1553/Mobile:06 25907619)

shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦

(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)

tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美

(0 2844 1321)

motomi.fukui@pwc.com

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所（電話番号：(662) 844-1000）までお問い合わせ下さい。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](http://www.pwc.com).